

患者さんの権利と責務

当院は、患者さんやご家族のご意向を尊重し、医療者と患者さんとのより良い対等な協力関係を築くため、「患者さんの権利と責務」を明示し、患者さん中心の医療を行うことに最大の努力を致します。

【患者さんの権利】

1. 人としての尊厳が保たれた最善の医療を受けることができます。
2. 病気の内容、治療方法、今後の見通しなどについて十分な説明を受け、自らの意思に基づいて医療を受け、あるいは拒否することができます。
3. 患者さんが受けたい診療内容を病院や医師に伝えることができます。また、何らかの理由で自分の意思を表示できない場合には、ご家族の方や適切な代理人を指定して判断を依頼することができます。なお、依頼した人の方針を拒否することもできます。
4. ご自身の病気の診断や治療について、他の医師や病院を自由に選択し意見（セカンドオピニオン）を求めることができます。
5. 所定の手続きを経て、ご自分の診療記録の開示を求めることができます。
6. 当院は、患者さんに関する情報を承諾なしに第三者に知らせることはありません。
7. 臨床研究に関して十分な説明を受けたうえで、その研究に参加するかどうか、自らの意思に基づき決めることができます。
8. 診療内容や入院中の生活において問題や不満がある場合には、医療者にそのことを伝えることができます。このことにより、患者さんの診療に関してなんら不利益を被ることはありません。

【患者さんの責務】

1. 患者さんご自身の病気について、病状、経過、服用している薬など、正確にお伝えください。
2. 検査や治療の内容を十分に理解し、合意のうえでお受けください。
3. すべての患者さんが適切な医療を受けられるよう、他の方々の治療や病院職員による医療提供に支障が生ずる行為をしないでください。
4. 医療者に対して、暴力的な振る舞いや言動はしないでください。
5. 入院中は、病院の規則を守ってください。
6. 適切な医療を維持するために、医療費をお支払いいただくことが必要です。支払い請求を受けたら、速やかにお支払いください。
7. 当院は、看護学生などの臨床実習施設でもありますので、臨床教育にご理解とご協力をお願いします。